

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで		
定時株主総会	毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内		
基準日	毎年3月31日		
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り			
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社		
取次所	—		
買取手数料	無料		
公告掲載方法	電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.e-infonet.jp/		
株主に対する特典	(1) 対象となる株主様 基準日（9月末日及び3月末日）における当社株主名簿に記載又は記録された300株（3単元）以上を6か月以上継続して保有されている株主様を対象といたします。なお、2025年9月30日を基準日として進呈予定の株主優待につきましては、制度導入初年度につき、保有株式数のみを条件とするため、継続保有の条件を設けず、3単元（300株）以上を保有する全ての株主様を対象といたします。2026年3月末基準日以降の進呈においては、半年以上の継続保有要件が条件となり、以降の進呈についても同様とします。 (2) 株主優待の内容 対象となる株主様に対して、以下のとおりQUOカードを贈呈いたします。		
	項目	保有株式数	優待内容
	年間株主優待	3単元（300株以上）	QUOカード13,000円分
	<内訳>		
	毎年3月末日	3単元（300株以上）	QUOカード6,500円分
	毎年9月末日	3単元（300株以上）	QUOカード6,500円分
	※6か月以上の継続保有とは、同じ株主番号で3月31日及び9月30日時点の当社株主名簿に、連続して2回以上記載又は記録されていることを指します。 ※制度導入初年度となる 2025年9月30日を基準日とする株主優待に限り、継続保有の条件は設けません。		
	(3) 贈呈時期 毎年3月末日、9月末日を基準日として、権利確定日から3か月以内を目処に発送いたします。		

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる事項
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利